



**大事なお知らせです。
必ず、お読みください。**

重要

令和2年度 就学援助の申請提出について（お知らせ）

令和2年度の就学援助の申請をされる方は、期日までに通学している学校の事務室へご提出ください。（申請書は学校の事務室にあります。）

（この期日までに申請され、認定された方は、4月分からの支給となります。）
4月2日以降に転入学した方は、4月分からの支給とならない場合があります。

（提出期限）

令和2年7月10日（金）厳守してください

（この期日までに提出された方は4月1日付認定となります）

※ 提出期限を超過しても、申請は随時受付けています。

各月の15日までに申請した場合は申請月の1日から、16日以降に申請した場合には申請月の翌1日から援助を受けることができます。遡っての申請は出来ません。

（提出場所）

◇ 通学している学校の事務室へ提出してください

（提出書類）

- (1) 市川市就学援助申請書（児童生徒1人につき1枚となります）
- (2) 申請事由に応じた添付書類（裏面の内容をご確認ください）

※ 添付書類は、すべて揃ってから提出してください。

注意事項

- ※ すでに提出されている場合は、再度の提出の必要はありません。
- ※ 新1年生（小学校・中学校・義務教育学校）で、入学前に就学援助費（新入学児童生徒援助費）を支給されていない方は、期日までに提出がない場合は支給されませんので、ご承知おきください。
なお、すでに入学前に支給されている方は、再度の支給はありません。

今年度は、新型コロナウイルス感染症による影響で、昨年度より所得が急変した方が多いと予想されます。このような方は、就学援助制度がご利用できる場合がありますので、ご相談ください。

《主な申請事由の添付書類》

主な申請事由		添付書類
1	生活保護を受けている方	必要ありません
3	市民税非課税の決定を受けた方 ※世帯全員が非課税の場合です。一人でも違う場合は、10番の申請となります。	市県民税非課税証明書（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。 ◎市川市では、就学援助申請のための市県民税非課税証明書の交付手数料は「全額免除」となります。
6	国民年金保険料が全額免除された方 ※世帯全員が全額免除の場合です。一人でも違う場合は、10番の申請となります。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。
7	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
10	上記1～7に該当しないが 経済的に困りの方 ※現在、収入がない方 現在、収入がなくても前年に収入があった場合は、右記の書類を添付してください。	◎ 前年の収入状況を証明する書類（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。 ① 給与所得の源泉徴収票の写し ② 公的年金等の源泉徴収票の写し ③ 所得税の確定申告書の写し 等のいずれか ※令和元年度課税証明書は添付書類としてお使いになれません。 （令和2年6月10日以降に発行される令和2年度課税証明書は、添付可能となります） 持家でない方 ◎ 住宅賃貸借契約書の写し 賃貸住宅にお住まいの方は、保護者が借受名義の賃貸契約書の写しをご提出ください。

今年度は、新型コロナウイルス感染症による影響で、昨年度より所得が急変した方が多いと予想されます。このような方は、就学援助制度がご利用できる場合がありますので、ご相談ください。